日調連発第３３４号
平成２５年３月５日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、滋賀会から、別添のとおり標記制度が滋賀県犬上群多賀町において本年４月１日から実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

滋調発第１８３号
平成２５年３月１日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　竹　内　八十二　　様

滋賀県土地家屋調査士会
会　長　今井　充之

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の導入について

平素より当会の会務運営につきまして、ご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、多賀町から、別紙のとおり平成２５年４月より標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までにお知らせいたします。

多税住戸第　３３　号
平成２５年２月２８日

滋賀弁護士会長　様
滋賀県司法書士会長　様
滋賀県土地家屋調査士会長　様
税理士会滋賀県支部連合会長　様
滋賀県社会保険労務士会長　様
滋賀県行政書士会長　様
日本弁理士会近畿支部滋賀地区会　様

滋賀県犬上郡多賀町長　　久　保　久　良

本人通知制度の導入について（お知らせ）

時下　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本町行政ならびに戸籍住民基本台帳事務の円滑な運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、代理人や第三者による住民票の写しや戸籍謄・抄本等の不正請求、不正取得事件が相次ぎ、その防止・抑止の対策が強く求められるようになってまいりました。事前登録型本人通知制度につきましては、本年１月１日より滋賀県下の５市が実施され、新年度に導入予定の市があることもすでにご承知のことと存じます。

本町におきましても、不正請求を未然に防止することを目的として、事前登録型本人通知制度の導入について検討を行ってまいりましたが、本年４月１日から実施することとなりましたのでお知らせいたします。

貴団体におかれましては、これまでからも統一様式による職務上請求書の使用目的欄への具体的な記載や適切な保管・管理について、厳正・的確に制度運用をしていただいているところではございますが、引き続き適正な業務遂行のご協力をお願いいたしますとともに、貴団体所属会員の皆様へご周知いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。